

平成二十八年一月二十二日提出
質問第七七号

マイナンバー帳票作成・付番代行サービスと社労士法の関係に関する質問主意書

提出者 大西 健介

マイナンバー帳票作成・付番代行サービスと社労士法の関係に関する質問主意書

マイナンバー法の施行に伴い、社外で自社従業員のマイナンバーを管理する場合に、以下の事例について質問する。

一 マイナンバーを収集・管理するサービスを行う会社（以下、サービス会社）の社会保険労務士資格を有しない従業員が、サービスを利用する会社の従業員のマイナンバーを、労働社会保険諸法令に基づく申請書等（電磁的記録を含む）に「付番」し、「電子申請」することについて、

① 社会保険労務士法第二条第一項第一号の「作成」及び同項第一号の二の「提出代行」に該当し、同法第二十七条に抵触するか。

② 抵触しない場合、その理由は何か。

二 一について、サービス会社がマイナンバーを申請書等に自動付番するシステムを構築した場合、機械的に提出書類用紙を印刷するため、サービス会社の判断は一切介在せず、単なる代書であって社会保険労務士法第二条第一項第一号の「作成」には当たらないと言えるか。それとも「作成」に該当し、同法第二十七条に抵触するか。

右質問する。